

各応募者の提案における事業実施上確認が必要な事項

各応募者から提出された第二次審査書類に含まれる提案内容の内、競争的対話において確認や提案が無かった以下の3点については、各応募者が優先交渉権者に選定された場合において、事業実施に向けて対応を調整する必要がある内容であることから、取扱いについて報告し、対応を提案するもの。

〔Aコンソーシアム〕

- 個別事業の収支計画について

〔Bコンソーシアム〕

- 運営権設定対象施設の XXXXXXXXXX について

〔全てのコンソーシアム〕

- 流域下水道事業における改築費の平準化について

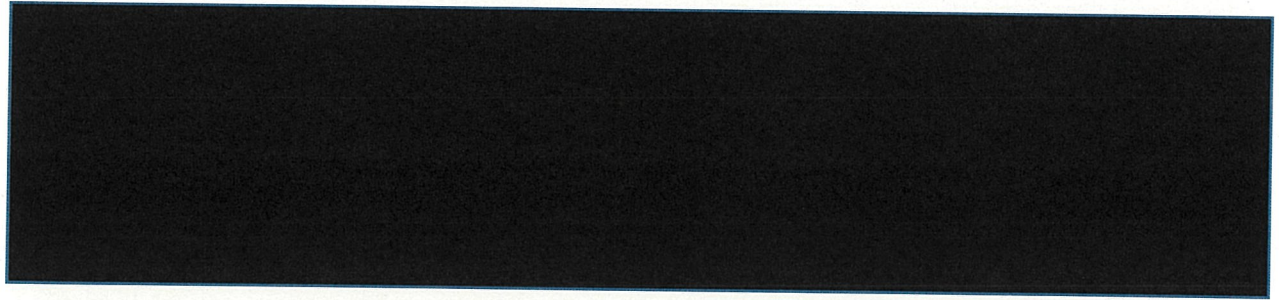
個別事業の収支計画について〔Aコンソーシアム〕

事業期間を通じて、流域下水道2事業（阿武隈川下流、吉田川）で他のコンソーシアムと比較して大きな損失が計上されている一方で、上水2事業では大きな利益が計上されており、個別事業の安定的経営という観点で内容の確認が必要となる。

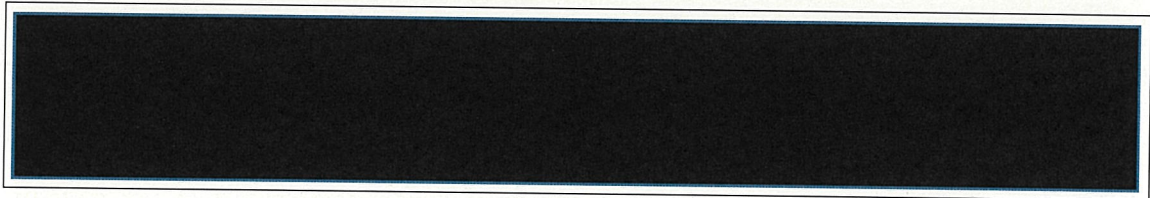
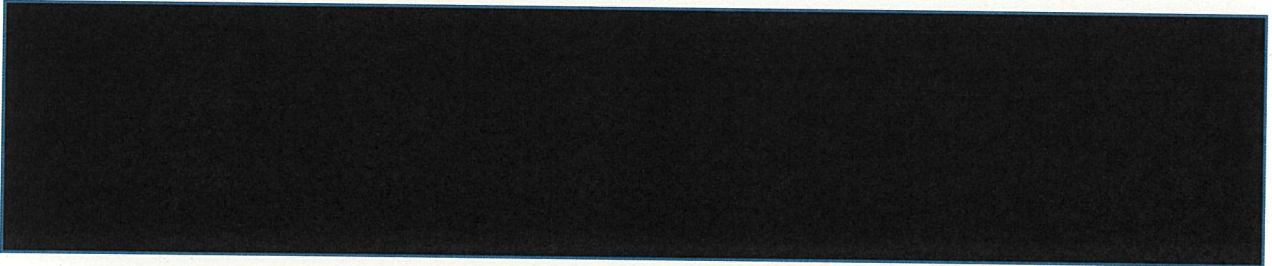
【第二次審査における取扱い（案）】

- 優先交渉権者選定基準 3-1 収支計画では、法人及び9個別事業ごとの計画財務諸表について、「法人としての計画財務諸表と9個別事業の計画財務諸表が整合している」ことを評価基準の「標準」としており、個別事業で損失が計上されていることを理由として「標準未満（失格）」と評価することはない。
- 一方、要求水準書（案）2.3 財務管理では、9個別事業ごとの区分経理により、健全な財務状況の確保を求めているところ。
- このため、以下の事項についてプレゼンテーション審査における事前通告質問を行うことを提案する。

第二次審査書類における個別事業の収支計画の考え方について説明すること。また、運営権者提案額の範囲内で、9個別事業ごとに健全な経営が継続可能かについて説明すること。

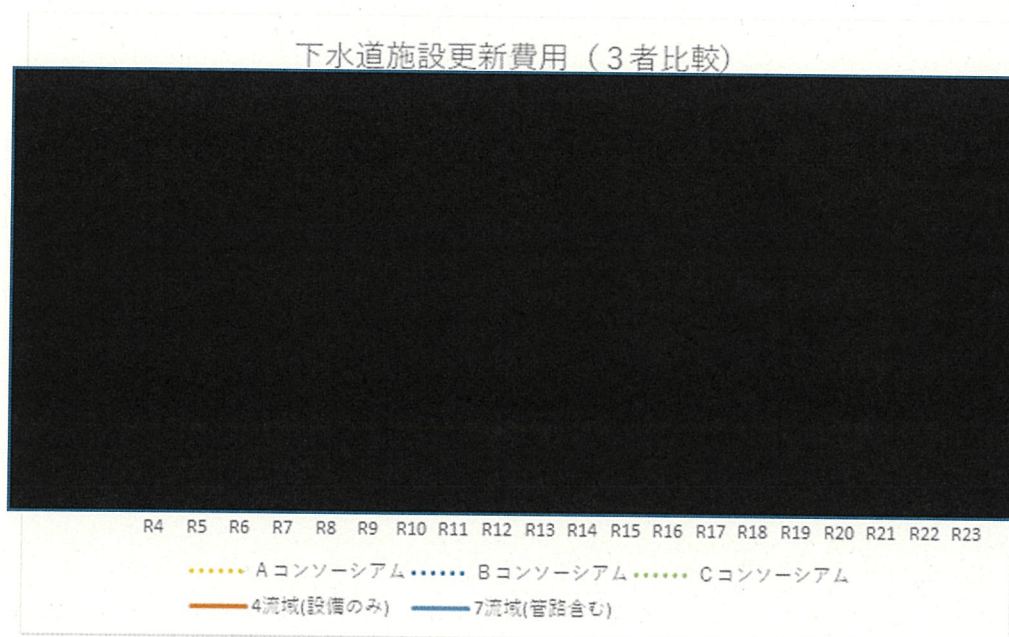


【第二次審査における取扱い（案）】



流域下水道事業における改築費の平準化について〔全コンソーシアム〕

流域下水道事業の改築は国庫補助事業により実施するが、各コンソーシアムの改築計画事業費を年度毎に整理した結果、ピーク時の単年度事業費が、県の改築計画における単年度事業費を大きく上回る提案があり、計画通りに改築工事を実施することは難しい。（特にB及びCコンソーシアム）



【第二次審査における取扱い（案）】

- 優先交渉権者選定基準 3-1 収支計画の評価基準では、法人及び9個別事業ごとの計画財務諸表が、「下水の改築実施時期が平準化される等、財務的安定性に配慮している」ことが「良」の評価基準の一つとなっている。
- また、実施契約書（案）第45条第4項の規定において、「県は、改築計画書及び改築実施基本協定の内容にかかわらず、運営権者と協議の上、当該年度実施協定に規定する単年度対象改築業務の内容を、国補助金等に係る国の予算の配分額に合わせた内容とするものとし、運営権者はこれに異議を述べない」としており、事業実施上の課題とはならない。
- 一方で、県が用意できる予算額（国庫補助額）を超過する可能性がある（B及びCコンソーシアムは可能性が極めて高い）ことから、以下の事項についてプレゼンテーション審査における事前通告質問を行うことを提案する。

流域下水道事業の改築計画の単年度事業費に対して、県が用意できる予算額が不足した場合を想定し、改築計画の延期等調整の余地について説明すること。